

一 般 社 団 法 人
太 田 市 薬 剤 師 会
定 款

一般社団法人太田市薬剤師会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人太田市薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、薬剤師が人々の信頼に応え、薬剤師職能を全うするため、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
2. 薬剤師の職能の向上に関する事業及び公衆衛生の普及・発展に関する事業
3. 医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
4. 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
5. 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
6. 会員相互の扶助及び福利厚生に関する事業
7. 学校保健その他集団施設の環境衛生の向上に関する事業
8. 薬学生の研修に関する事業
9. 薬局の経営及び薬剤師の派遣、就業支援に関する事業
10. 不動産の賃貸及び管理、運営に関する事業
11. 緊急災害時における避難所等の救援活動、薬品備蓄、医薬品情報の収集等に関する事業
12. 各薬剤師会及び他の職能団体や行政機関等との連携、協力並びに支援に関する事業
13. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業、その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会は、太田市内に居住又は薬局等を開設し、あるいは業務に従事する薬剤師及び薬事に関係ある者並びに本会の趣旨に賛同する者をもって会員とし、次の2種とする。

(1) 正会員

薬局等の開設者である薬剤師又は管理者である薬剤師で一般社団法人群馬県薬剤師会並びに公益社団法人日本薬剤師会のA会員(一般社団法人群馬県薬剤師会会員規定による)である個人。

(2) 賛助会員

薬剤師を管理者として薬局等を営む者であって本会の趣旨に賛同する個人、法人又は団体。

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の入会）

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める会員規程により、会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

（会員の義務）

第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

4 会員は、この定款の定め並びに総会及び理事会で決められた事項を遵守し、会務の運営に協力しなければならない。

（会員の事業参加）

第9条 会員は、本会の事業に参加し、会長又は会長より委任された者の許可を得て本会の施設を利用することができる。

（会員の資格喪失）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）死亡し又は失踪宣告を受けたとき、若しくは解散したとき。

（3）第8条第2項及び第3項に定める入会金及び会費の支払義務を催告後において、1年以上履行しなかったとき。

（4）除名されたとき。

（5）総正会員が同意したとき。

2 会員資格を喪失した場合、すでに納入された入会金・会費等の返還はしないものとする。

（任意退会）

第11条 会員は退会しようとするときは、会員規程の定めるところにより、会長に退会届を提出しなければならない。

（除名）

第12条 会員が、本会の名誉を毀損し、本会定款の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって除名することができる。

（会員名簿）

第13条 本会は、会員の氏名又は名称、並びに住所を記載した名簿を作成する。なお、会員は、入会のときに届け出た事項に異動が生じたときは会員規程に定める様式によって、すみやかに本会に届けなければならない。

第4章 総 会

（構成）

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(開催)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第 16 条 総会は理事会において決定した場所において開催するものとする。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集するものとする。

2 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに正会員に対して、その通知を発するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、総会に出席しない正会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使する場合は、開催日の 2 週間前までに通知を発するものとする。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長または総会の出席会員の中から会長が指名したものがこれにあたる。会長に事故があるときは副会長がこれに代わる。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、法令または別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 第 17 条第 3 項の規定に基づき通知を発した場合、総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

3 第 1 項および第 2 項の場合、前条の適用について出席したものとみなす。

(総会議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他法令で定められた事項

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

第23条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
 - 2 理事のうち、1名を会長とする。
 - 3 理事のうち、副会長を4名以内、専務理事及び常務理事を若干名設置することができる。
 - 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 本会の理事及び監事は、総会の決議によって本会の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外のものから選任することを妨げない。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、会長の指名に基づき、理事会の決議により定めることができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事には、本会の理事及び使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は欠けたときは、会長が予め定めた順位により、その業務の執行に係わる職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を処理する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の担当業務を処理する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 役員は再任されることができる。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第 29 条 本会は、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は、理事会その他の会議に出席し、本会の重要事項について随時意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の定めによりその職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
- 5 顧問のうち、法律等の知見を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。その報酬等の支給基準は理事会で定める。

(報酬等)

第 30 条 役員の報酬、その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総会の決議をもって報酬として支給することができる。

第 6 章 理事会

(理事会)

第 31 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに各理事に対し通知しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長または理事会の出席理事の中から会長が指名したものがこれにあたる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の数及び氏名
- (4) 議案
- (5) 議事の決定事項
- (6) その他必要事項

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(委任)

第 37 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 7 章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第 38 条 本会は理事会の承認を経て、職種部会及び委員会を設置することができる。

- 2 職種部会及び委員会に関する必要事項は別に定める。

第 8 章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第 39 条 本会の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議によって別に定める。

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の通常総会の決議により定める。

- 2 収支予算は年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 会長は毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 貸借対照表は通常総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(残余財産の帰属等)

第 44 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議をもって変更することができる。

2 本会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行なった時は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

第 10 章 解散

(解散)

第 46 条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 11 章 事務局

(事務局の設置)

第 47 条 本会の事務処理を行うために太田市薬剤師会 会営薬局へ事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を太田薬業協同組合と協議の上、置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、太田薬業協同組合と協議の上、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前項以外の職員は太田薬業協同組合と協議の上、会長が任免する。

5 その他、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は太田薬業協同組合と協議の上、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 附 則

(最初の事業年度)

第 48 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時役員)

第 49 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	氏名	岩 瀬 茂
設立時理事	氏名	大 島 正 芳
設立時理事	氏名	大 島 雅 世
設立時理事	氏名	太 田 智 弘
設立時理事	氏名	石 川 智 一
設立時理事	氏名	小 林 潤 子
設立時理事	氏名	須 藤 洋 行
設立時理事	氏名	照 井 禎 之
設立時理事	氏名	長谷川 史 朗
設立時理事	氏名	半 田 美知子
設立時理事	氏名	福 田 貴 行
設立時理事	氏名	吉 田 直 人
設立時代表理事（会長）	住所	群馬県太田市成塚町 1 5 0 番地 3 8 3
	氏名	岩 瀬 茂
設立時監事	氏名	小 林 正 実
設立時監事	氏名	武 川 利 信

(設立時社員の氏名及び住所)

第 50 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	群馬県太田市成塚町 1 5 0 番地 3 8 3
	氏名	岩 瀬 茂
設立時社員	住所	群馬県太田市本町 4 8 番 1 5 号
	氏名	武 川 利 信

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 太田市薬剤師会 設立のため、設立時社員岩瀬茂及び同武川利信の定款作成
代理人である司法書士木暮高久は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和1年12月25日

一般社団法人太田市薬剤師会

設立時社員 岩 瀬 茂

設立時社員 武 川 利 信

群馬県前橋市大手町二丁目7番11号
(登録番号 群馬司法書士会 第277号)
上記代理人 司法書士 木 暮 高 久